



意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-42	注射器具及び穿刺器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J7-42	全	注射器具及び穿刺器具	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
套管針	採血刀	ランセット	
骨髓穿刺針	採血器	採血針キャップ	
注射針	輸血器	注射針キャップ	
注射器	注射筒		
定義			
薬剤の注入、体液の採取、等に使用する先端部が鋭利な針状器具。			
登録 1122348 「注射器」 	登録 1138946 「採血用ランセット穿刺具」 	登録 1165175 「動静脈針」 	登録 1162217 「採血用針」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 薬液等の注入・吸入ポンプは含まない。→(J7-400) 採血・輸血・輸液用バッグ単体は、含まない。→(J7-400)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			